

出雲市地域防災計画の改定について

1. 災害体制の一般的基準の変更

資料編

災害発生時の初動体制等を強化するため、災害区分、体制基準、職員動員体制を変更する。

2. 指定避難所の追加

施設名	所在地	収容人員
出雲市総合体育館	東林木町 207-1	2,324 人

3. 指定避難所の変更

施設名	所在地	変更理由
平田コミュニティセンター	平田町 951-1	施設の建替えによる 所在地変更
いずも企業交流館	斐川町神氷 2535-10	施設の名称変更による 施設名変更

4. 指定緊急避難場所の追加

施設名	所在地	収容人員
出雲市総合体育館	東林木町 207-1	2,324 人

5. 指定緊急避難場所の変更

施設名	所在地	変更理由
平田コミュニティセンター	平田町 951-1	施設の建替えによる 所在地変更
いずも企業交流館	斐川町神氷 2535-10	施設の名称変更による 施設名変更

6. 島根県地域防災計画の修正に伴う修正

(1) 食料及び飲料水の備蓄目標数量の充実

能登半島地震を踏まえ、島根県地域防災計画が修正されたことから、備蓄目標数量を修正する。

修正前	修正後
2 日分（県・市町村各 0.5 日、県民 1 日）	<u>3 日分（県 1 日、市町村 1 日、県民 1 日）</u>

7. 本市課題を踏まえた修正

(1) 老朽危険空家の除却促進に係る記載の追加

近年、本市においても空家は増加傾向にあることから、市民の安全・安心を確保するため、「第 6 都市基盤の整備」に『老朽危険空家の除却促進』について追記する。

老朽危険空家は周辺環境に悪影響を及ぼすだけでなく、災害時は倒壊等により、住民の避難や緊急輸送、応急活動の妨げとなることから、所有者等に対して建物の除却を促す。

なお、特定空家等は所有者等による除却を基本とするが、行政代執行等の措置を講じる必要がある場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法及び国ガイドラインに基づき、適正に対応を行う。